

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

沼田市長

市町村名 (市町村コード)	沼田市 (10206)
地域名 (地域内農業集落名)	薄根地区 (下沼田町、白岩町、碓田町、恩田町、井土上町、宇楚井町、原町、堀廻町、大釜町、善桂寺町、石墨町、戸神町、町田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年9月2日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

意見なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業を担う者の位置づけ、目標地図の変更及び地域計画の除外について意見なし

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	339.47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	339.47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を中心に区域を設定する

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
意見なし
(2)農地中間管理機構の活用方針
意見なし
(3)基盤整備事業への取組方針
意見なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
意見なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
意見なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		
【選択した上記の取組方針】									
意見なし									